

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

12.27 団体交渉報告

時間雇用教職員の通勤手当回復、 病気休暇有給化へ

職員組合は12月27日、本年度2回目の団体交渉を行いました。組合からは江田委員長をはじめ組合員が多数出席し、法人からは森田正信総務・労務・人事担当理事他が出席しました。これまでの団体交渉に比べて、いくつかの項目に前向きな回答がみられました。しかし、通勤手当の支給についても、2020年4月の法令施行までに検討するなど、依然として消極的・受動的な姿勢でした。職員組合としては、一刻も早く改善が行われるよう、今後も要求・要請を行っていく所存です。

項目 1-5. 恒常的な業務に従事する特定医療技術職員は、期限の定めのない労働契約に転換すること。

理事は、大学として常勤職員に登用する仕組みを設けており、段階的に拡大を図っている。また、Ⅱ期病棟の建設に伴う高度急性期医療への対応を踏まえ、病院の判断を尊重し、予算・診療報酬・人員配置を勘案しながら需要には応えていくべく段階的な拡大を図っていきたいと回答しました。

組合からは、現場の医療技術者は慢性的に不足しており、経験を積んで戦力になる医療技術者が5年で去らなければならない状況は病院にとっても大きな損失であると指摘しました。教育が繋がらず、中堅層も疲弊してしまうため、雇用期限をなくす方向に向けて更なる改善を求めるよう強く訴えました。また、命を守る職場としての病院の特殊性を鑑みて欲しいこと、病院の独自収入に頼らない常勤化の施策も大学で考えていてもらいたいことを伝えました。

項目 2-3. 時間雇用教職員、再雇用教職員、事務職員（特定業務）、特定有期雇用教職員に通勤手当を支給すること。

理事は、現在の本学の制度では時給に通勤手当を加味して設定をしている。しかし、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえると、職種によってはこれではダメだという風に認識しているので、ガイドラインに抵触しないよう対応を検討する、との見解を示しました。

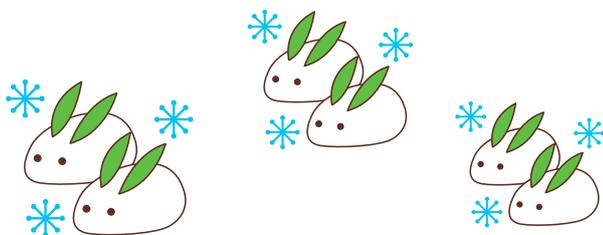
組合から、通勤手当を支給する学内制度改正のスケジュールを問うたところ、ガイドライン案が法制施行される2020年4月に間に合うよう、検討・作業を進めると回答しました。組合からは、2014年の就業規則改正で、通勤費込みの時給体系となったが、実態としては通勤費相当が時給に加算されていない事例が散見されることを指摘し、通勤手当が支給されたことをもって、通勤手当相当の時給引き下げが生じることがないように注意喚起しました。

【次頁へ続く】

項目 3-5.看護師の要求(1)看護師に長日手当を支給すること。

理事は、二交替制の勤務の所定勤務時間は12時間で他の教職員に比べて長いが、週・月単位での勤務時間は同じであるので、昼間の所定時間勤務について手当を支給することは難しいと述べました。

組合からは、患者さんが起きている昼間の時間帯は検査・処置・手術など勤務の負荷や密度が非常に高く、1人の看護師の週・月の勤務時間数は他の教職員と同じかもしれないが、昼間の所定時間内の勤務であっても、危険業務など、その業務の内容によっては手当が支給されるものもあり、長日勤もそういった性質の業務ではないのかと訴えました。また、看護部は女性が多く、他の職層に比べ平均年齢が低いことから、産育休や育児短時間勤務をする看護師も多いことで、長日勤や夜勤に当たれる看護師数は少なく、他の看護師に負荷が集中する構図になっていると伝え、こうした長日勤の激務に当たっている看護師には、他の国立大学病院や京都の病院でも先進例がある様に小額でも手当を支給し、その労に報いるべきだと求めました。



京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな

性別

生年月日

所属部局：

部署：

職種／職名：

(例：教員／准教授)

雇用形態： 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他 (

組合費： 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail：

@

項目 3-6.時間雇用教職員の要求

(1) 常勤職員と同様の病気休暇を付与すること。差し当たり現在の無給10日間の病気休暇を有給で取り扱うこと。

(2) 感染症に罹患の場合には出勤停止(有給)の取り扱いとすること。

この要求に対して理事は、病休を有給取り扱いする方向で検討することを表明しました。組合は、有給とする日数や導入時期について質しました。その点については未定であるとの回答でしたが、対応の必要性について強い意思を感じるものでした。組合は、今年もインフルエンザの流行が始まっていることから、一刻も早い対応を求めました。

(3)年次有給休暇の付与条件・付与日数を常勤職員と同様に扱うこと。

組合は、年休要件を常勤職員と差を設けていること自体が不合理で、付与条件を同じにしたところで、何ら財政負担は生じないと主張しました。これに対して理事は、「現在の制度も合理性はあると思うが、組合の主張も理解できるので、ご意見を踏まえて検討する」と回答しました。大学として夏季に部局や部署ごとの休暇の一斉取得を奨励しているが、常勤職員と年休付与条件が異なるため、4月採用の時間雇用教職員は夏季には未だ年休の付与がなく、部局・職場ごとの一斉休業の設定に支障が生じていることも指摘し、改善を急ぐよう申し入れました。

あなたも組合に！

お申し込み

FAX:075-751-8365
<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email: office@g.kyodai-union.gr.jp
URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>